

## 安全保障理事会決議 2416 (2018)

2018年5月15日、安全保障理事会第8258回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンと南スーダンの状況に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、並びにとりわけ諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2156 (2014)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015)、2251 (2015)、2287 (2016)、2318 (2016)、2352 (2017)、2386 (2017)、2411 (2018) および 2412 (2018) 並びに安保理議長諸声明 S/PRST/2012/19 と S/PRST/2013/14 および 2012年6月18日、2012年9月21日、2012年9月28日、2013年5月6日、2013年6月14日、2014年2月14日、2014年3月17日、2014年12月11日および2015年11月27日の安保理報道諸声明を想起し、

スーダンと南スーダンの主権、独立、統一および領土保全に対する、また国際連合憲章の諸目的と諸原則に対する安保理の強い公約を再確認し、そして善隣、不干渉および地域協力の諸原則の重要性を想起し、

国家の領土的境界は武力により変えられてはならないことそして領土紛争は、平和的手段により専ら解決されるものとするをくり返し表明し、包括的和平合意 (CPA) のあらゆる未解決の問題の完全且つ緊急の実施に付随する優先事項を確認し、またアビエイの将来の地位は、CPA と適合したやり方でまたいずれかの当事者による一方的行動によるものではなく当事者の間の交渉により解決されるものとするを強調し、

スーダン共和国政府と南スーダン共和国政府との間の継続した協力は、両国間の平和、安全および安定並びに将来の関係にとって極めて重要であることを強調し、二国間関係を改善することと合同政治安全保障メカニズム (JPSM) とその他の合同メカニズムの定期会合を開催することについての進展を奨励し、そして両政府に対し、アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011年6月20日の協定、国境の安全および合同政治安全保障メカニズム (JPSM) に関するスーダン政府と南スーダン政府との間の 2011年6月29日の合意、スーダン政

府と南スーダン政府との間の国境監視支援ミッションに関する 2011 年 7 月 30 日の協定、協力および安全保障取極に関する 2012 年 9 月 27 日の協定、および合同政治安全保障メカニズム (JPSM) のその後のあらゆる決定における自らの公約を履行することを求め、

アフリカ連合 (AU)、AU ハイレベル履行パネル (AUHIP)、政府間開発機構、エチオピア連邦民主共和国、スーダンと南スーダン担当事務総長特使、および国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) により当事者に提供された継続的支援を称賛し、

UNISFA の設立以来 7 年にわたって、派遣団はアビエイ地区を安定させそして非武装化できたことまた UNISFA は、今や実行可能な出口戦略がない暫定治安部隊であることを認め、そしてこれに関連して、出口戦略としてまた役立つであろう実行可能な政治過程のための場を創造するために派遣団を再構成する必要性に留意し、

2018 年 4 月 3 日の事務総長報告書 (S/2018/23) により性格付けられたようなアビエイ地区における治安状況に留意し、アビエイ警察がないので地域住民に助言しそして指導する活動について国連警察を称賛し、両当事者に対し、アビエイ警察を緊急に設立することを促し、共同体間対話を促進することにおける UNISFA の強化された役割を歓迎し、そして全ての当事者に対し、これらの対話を継続することを促し、

アビエイ地区全体の平和的移住のその現行の促進、紛争予防、仲介と抑止によるものを含む、その職務権限を効果的に実行することにおける UNISFA の取組を称賛し、そして国際連合要員に対する何らかの攻撃の受け入れられないことを強く強調し、また戦争犯罪を構成する可能性のある、そのような攻撃は、迅速にまた徹底的に調査されるべきであること、そして責任のある者は、責任を問われるべきことをくり返し表明し、

人道関係者が、アビエイ地区における 170,000 の人々に援助を提供し続けている現在の人道状況を念頭に置き、

決議 2378 (2017) および平和維持活動遂行能力データを含む、平和維持活動の有効性に関連するデータは、明白で十分に明らかにされている達成条件に基づいて、ミッション活動の分析と評価を改善

するために用いられることを確保するという事務総長への安保理の要請を想起し、

決議 1325 (2000) と女性、平和および安全保障に関するその後の諸決議を更に想起しそしてこれらの諸決議の完全実施に対する執拗な障害は、意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を築くため、女性の地位と能力の向上、参加および人権に対する献身的な公約を通して、また上手くまとめられた指導力、首尾一貫した情報と行動、並びに支援を通してのみ取り壊されることを強調し、決議 2242 と国際連合平和維持活動における軍と警察の派遣部隊における女性の数を増やすというその熱望を更に想起し、

そのことが避難民の故郷への安全な帰還、安全な移民そして生活活動を妨げている、アビエイ地区における地雷と爆発性戦争残存物の残っている脅威について懸念を表明し、

安全保障理事会が、決議 2205 (2015) で派遣団の文民の長を任命する事務総長の決定を歓迎したことを想起し、

アビエイにおけるまたスーダンと南スーダンとの間の国境に沿った現在の状況は、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成し続けていることを認識し、

1. 決議 1990 (2011) の第2項において定められたまた国際連合憲章の第7章に基づいて行動する UNISFA の職務権限を 2018 年 11 月 15 日まで延長することを決定し、決議 1990 (2011) の第3項に定められた UNISFA の任務を 2018 年 11 月 15 日まで延長することを更に決定する。

2. 決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第1項において定められた UNISFA の職務権限の修正を 2018 年 10 月 15 日まで延長するという決議 2412 (2018) における安保理の決定を想起し、そのような延長は、両当事者が、決議 2412 (2018) の第3項において示されたような測定可能な進展を示さない限り、合同国境検証監視メカニズム(JBVMM)に対する支援の最後の延長になるものとするという決議 2412 (2018) における安保理の決定を更に想起し、そして当事者に対し、これらの措置を講じることを求める。

3. 2018 年 11 月 15 日までに承認された部隊の上限を 4,500 名まで削減することを決定し、そし

て 2018 年 10 月 15 日現在で、承認された部隊の上限は、安保理が、決議 2412（2018）の第 2 項に従って、決議 2024（2011）と決議 2075（2012）の第 1 項において定められた UNISFA の職務権限の修正を延長することを決定しない限り、3,959 名まで減らすものとするを更に決定する。

4. 決議 1990（2011）において確立された警察官の上限を想起しそして国際連合に対し、50 名の承認された警察官の上限を満たすために、追加の国際連合警察官を直ちに展開することを要請し、そしてスーダンおよび南スーダン両政府は、迅速に査証を発行することによるものを含む、これらの要員の展開において UNISFA に対し十分な支援を提供することを要求する。

5. 事務総長の 2018 年 4 月 22 日書簡に含まれた勧告に照らして、UNISFA の編成と職務権限を変更するための安保理の意図を表明しそしてこれに関連して、事務総長が、下記第 33 項に示されるように、全ての関連する利害関係者とりわけスーダン政府と南スーダン共和国政府と協議して、安保理に対して報告することを要請する。

6. 当事者が、アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関する協定を実施するためのそしてアビエイの地位に対する政治的解決を実現するための措置をほとんど講じてこなかったことに失望を表明し、また当事者が、以下に示される措置について AUHIP を更新することを要求した AUHIP に対し、以下に向けて講じられた措置について 2018 年 10 月 15 日までにそれを更新することを招請する。

1. とりわけ、2013 年 10 月 26 日と 2018 年 2 月 6 日の AU 平和安全保障理事会（AUPSC）コミュニケに留意しつつ、AUHIP により為された 2012 年提案を審議することに向けた措置を含めるアビエイの最終的地位の解決。

2. 2011 年 6 月のアビエイ地区に対する暫定行政治安取極めに関する協定に従った、全ての合同アビエイ監視委員会（AJOC）決定の実施、AJOC 議長に対する十分な権限を持つ代表团と追加の決定を行うその他の係官並びに行うために必要な要員の任命を含む、二人の大統領に対して言及されたような地位の割り当ての解決そしてアビエイ地区暫定機関の設立に向けた進展。

3. アビエイ地区合同捜査審査委員会の所見と勧告に関するミセリヤとンゴク・ディンカ共同

体の和解と関与を促進するための措置。

7. 2011年6月のアビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関する協定に従って、アビエイ地区暫定機関の設立に向けた継続的進展を促し、アビエイ警察がないので、UNISFAが法と秩序の問題に対する反応において警察事業を提供する唯一の組織となり続けていることに、とりわけ、留意し、アビエイ警察の最終的な設立のための国連機関、基金および計画並びに両共同体の伝統的な指導者と連携した国連警察による2017年11月30日から2018年2月2日までの計画立案演習に更に留意し、そして両政府に対し、2018年10月15日までに、アビエイ警察の設立に向けた行程表の合同統合計画立案演習と策定に、UNISFAに加えて、参加するため関連する係官を任命することを促す。

8. AUHIPと事務総長特使に対し、2011年協定の完全実施を求めることに向けた調整的取組を継続することを奨励する。

9. 現場での安全非武装国境地帯（SDBZ）の中心線を確定的に決定するための新たな取組を歓迎し、そしてSDBZの中心線は、国境の現在または将来の法的地位、争われたまた主張されている地区に関する現行の交渉および国境の画定を少しも害するものではないことをくり返し表明する。

10. 決議1990（2011）の第3項に定められたUNISFAの文民保護職務権限は、物理的暴力の差し迫った脅威の下にある文民を、そのような暴力の原因に関わらず、保護するために必要な行動を取ることを含んでいることを、これに関連したUNISFAの努力を称賛しつつ、強調する。

11. 2011年協定に違反した、アビエイ地区における南スーダン治安当局要員の断続的な駐留およびディフラ石油警察部隊の展開、並びに領土内への武装民兵の何らかの入国を非難し、そして直ぐにまた前提条件なしに、南スーダン共和国政府が、アビエイ地区からその治安当局要員を完全に移動させまたスーダン共和国政府が、アビエイ地区からディフラの石油警察を移動させるという安保理の要求をくり返し表明し、関連する諸決議、とりわけ決議1990（2011）と決議2046（2012）に従って、アビエイ地区は、UNISFAとアビエイ警察以外の、あらゆる部隊、並びに地方の共同体の武装要素から非武装化されるものとするを更にくり返し表明する。

12. 両政府に対し、必要な場合には武装解除計画を通したものを含めて、アビエイが効果的に非武

装化されることを確実にするため、あらゆる必要な措置を講じることを促す。

13. UNISFA は、その職務権限に適合してまたその既存の能力の範囲内で、アビエイ地区の行政と治安のための暫定取極めに関する 2011 年協定の署名者、AJOC およびミセリヤ並びにンゴク・ディンカ共同体と調整してまた「非武装地区」として地区を設立する AJOC の従前の決定に適合して、決議 1990 (2011) の下で権限を付与されたようにアビエイ地区における兵器の没収と破壊に着手できることを再確認する。

14. UNISFA に対し、非武装地区としてのアビエイの地位の全ての関連する当事者による完全遵守を確保するために効果的な戦略や監視メカニズムについて AJOC とのまたミセリヤとンゴク・ディンカ共同体とのその対話を継続することを要請し、そしてスーダンと南スーダンの両政府、AJOC およびミセリヤとンゴク・ディンカ共同体に対し、これに関連して UNISFA との十分な協力を拡大することを求める。

15. 共同体間の関係を強化しそしてアビエイ地区の安定と和解を促進するため、ミセリヤとンゴク・ディンカ共同体による共同体の対話および平和委員会のような取組を支援する UNISFA の自発的活動を歓迎する。

16. 両政府に対し、草の根レベルでの和解過程を通したものと並びに平和構築に従事している非政府組織の現行の取組に対する支援を通したものと、そして共同体の対話を促進することにおける UNISFA の取組を十分に支援することによるものを含めて、女性があらゆる段階で関与することを確保しつつ、アビエイ地区の各々の共同体の中の信頼醸成措置を実施するための措置を直ちに講じることを促す。

17. 共同体間対話のあらゆるレベルにおける女性の参加は、信頼に足る、そして合法的な過程を確保するために極めて重要であることを強調しそして全ての当事者に対し、女性の完全かつ平等な参加を促進することを求める。

18. 容疑者やその他の拘束者の人道的なまた威厳のある取り扱いを確保すると同時に、アビエイにおける法と秩序過程の管理で支援するため共同体保護委員会の能力を強化するため、既存の能力と資源の範囲内での、そしてミセリヤとンゴク・ディンカ共同体と緊密に調整した、UNISFA の継続した取組

をまたこの問題について両政府と関与することを継続することを歓迎する。

19. ンゴク・ディンカとミセリヤ共同体の伝統的指導者の 2017 年 11 月 14 日会合を歓迎し、全ての当事者に対し、UNISFA 平和維持要員とンゴク・ディンカの最高指導者の殺害のアビエイ地区合同捜査審査委員会の捜査に続く所見と勧告に十分協力することを求め、所見と勧告について当事者と関与することを AU 委員会に要請している 2015 年 3 月 24 日の AUPSC 報道声明を歓迎し、そしてアビエイ地区の安定と和解を促進するための必要性を念頭に置きつつ、伝統的な指導者により合意されたように、ンゴク・ディンカの長の殺害に関するアフリカ連合委員会の報告書の発表を、そして共同体間の和解のための基礎として用いられることになる報告書を期待する。

20. 全ての加盟国、とりわけスーダンと南スーダンに対し、アビエイへのまたアビエイからのそして SDBZ 全体の、全ての要員、並びに装備、食料、供給品および UNISFA の排他的そして正式な使用のためである車両、航空機および予備部品を含むその他の物品の自由な、妨害のないそして迅速な移動を確保することを求める。

21. スーダンと南スーダンへの入国のために、その国籍に対する偏見なしに、軍事、警察および人道要員を含む、文民の国際連合要員に対する査証を迅速に発行すること、基礎的な取極、ミッション地区におけるアソニー空港を含む、社会資本の建設および飛行許可を促進すること、また後方支援を提供することを含めて、国際連合へ十分な支援を提供するというスーダンと南スーダン両政府への安保理の呼びかけを更新し、スーダンと南スーダン両政府に対し、スーダンと南スーダンの範囲内からアビエイへのまたアビエイからの渡航を促進することを求め、そして全ての当事者に対し、部隊の地位協定の下での自らの義務を十分に遵守することを更に求める。

22. 開発事業がないことと基本的な政府の業務を提供できないことは、アビエイの住人に悪い影響を与えてきたことを認識しそしてスーダンと南スーダン両政府、並びに資金供与者に対し、道路維持、一般的な再建、そして能力構築を支援することを求める。

23. スーダン政府と南スーダン政府が、移動の自由を確保するため国際連合地雷対策サービス部の展開、並びにアビエイ地区と SDBZ における地雷の特定と除去を促進し続けることを要求する。

24. 関係する全ての当事者が、適用可能な国際人道法を含む、国際法および人道援助の国際連合指導原則に従って、全ての人道要員に、援助を必要としている文民またその活動のために必要なあらゆる施設に対する、十分な、安全なそして妨害のないアクセスを許可することを更に要求する。

25. 全ての当事者が、あらゆる形態の暴力、人権違反と侵害、国際人道法の違反、そして、とりわけ女性と子どもに対して犯された適用可能な国際法の違反と侵害を止めることを強く促す。

26. 事務総長に対し、あらゆる性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性と子どもに対して犯された人権違反と侵害についてを含めて、効果的な人権監視が実行されることを確保することを要請し、そして関係する国際連合要員に対する査証の発行によるものを含めて、この目的のために事務総長に対してみずからの完全な協力を拡大するというスーダン政府と南スーダン政府への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

27. 事務総長に対し、UNISFA における女性の数を増やすこと、並びに活動のあらゆる側面に女性の意味ある参加を確保することを追求することを要請する。

28. UNISFA に対し、女性保護助言者と子ども保護助言者の展開について迅速な進展を為すことを要請する。

29. 国連平和維持活動における任務遂行の文化を標準化するため事務総長により着手された自発的活動を歓迎し、そして事務総長に対し、統合された任務遂行政策枠組を策定しそしてそれを UNISFA に適用するための彼の取組を続けることを求める。

30. 安保理議長声明 S/PRST/2015/22 および安保理決議 2272 (2016) を想起しそして事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNISFA の完全遵守を確保するためまたミッションの全ての要員は、国際連合での勤務における性的不行跡の歴史について詳しく調査されることを確保するためあらゆる必要な措置を講じることをまたこれに関連して、UNISFA の進展について彼の報告書を通して安保理に知らせ続けることを要請し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、展開前の啓発教育を含む適切な予防行動を講じること、そして自らの要員がかかる行為に関与した場合には、全面的な責任を促進することを促す。



31. UNISFA、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）、およびダルフル国際連合・アフリカ連合同ミッション（UNAMID）を含む、同地域における国際連合ミッション、並びにスーダンと南スーダン担当事務総長特使の間の緊密な協力を確保するための事務総長の取組に留意し、そして彼がこの慣行を続けることを要請する。

32. 事務総長に対し、遅くとも 2018 年 10 月 15 日までに、一つの文書による報告において、UNISFA の職務権限の実施における進展について安保理に知らせ続けることまた以下についての報告を含むことを要請する。

- ・ アビエイへの武器の移動および存在、第 13 項に従った兵器の破壊と没収
- ・ 第 29 項に沿って講じられてきた措置
- ・ 人権違反と侵害に関する情報、分析およびデータを含む、第 26 項において要請されたような人権監視の結果
- ・ 第 6 項と 7 項に従って当事者が講じてきた措置

33. 事務総長に対し、法の支配と平和構築を支援する国連国別現地チームの役割を含めて、出口戦略としてまた役に立つ実行可能な政治過程のための場を創り出すため UNISFA の職務権限の再構成に関する詳細な勧告、また出口戦略のための条件を創造するために両政府が講じるべき措置に関する詳細な情報について遅くとも 2018 年 8 月 15 日までに報告することを要請し、そしてこれに関連して、軍と警察の能力研究に着手し、アビエイにおける治安状況に釣り合わせるため軍の部隊と関連装備を再調整することを含めるという事務総長の自発的活動を歓迎し、また事務総長の勧告に基づいて再編成のため UNISFA の職務権限を適切な場合には再検討することを続けるという安保理の意図を更に表明する。

34. この問題について引き続き積極的に取り組むことを決定する。